

No	候補者氏名 選挙区	1. 参議院のあり方		2. 憲法改正問題			3. 年金問題		4. 社会への男女共同参画		5. 政治と金		
		(1)存在意義 理由	(2)強行採決評価 理由	(1)改正の賛否	(2)9条改正賛否		(3)その他憲法改正に 問題についての考え	(1)3法案可決の評価 理由	(2)解決のための施策	(1)参画基本法の評価 理由	(2)現状への考え	(1)政治献金のあり方 理由	(2)政党助成金のあり方 理由
				理由	1項	2項							
<p><b>公明党</b> 公明党回答者3名</p>													
1	遠山 清彦 比例	a. 存在否定できない 決算委員会の改 革など、参院の独 自性が生かされて いる。	a. あれで良かった 審議時間は十分に 確保されるなど、強 行採決にはあたらない。 。	a. 賛成 憲法3原則「国民主 権・恒久平和主義・ 基本的人権」を不変 のものとし、第9条は 堅持する。環境権、 プライバシー権など、 現憲法を補強する 「加憲」をめざす。		○ 平和の象徴 である9条1、 2項を堅持 し、国際貢献 の項を増や す。	a. 賛成	時代の進展とともに 憲法の精神を発展・ 強化するため、環境 権・プライバシー権な ど加憲する必要があ る。	a. 評価する 数々の不祥事を起こし た社保庁を2010年に 解体し、非公務員型の 日本年金機構を新設。 年金の記録漏れが判明 した人への年金の追加 給付を時効にせず、全 額を補償することを急が ねばならない。	b. この法律で十分	c. 透明にして罰則強化 透明性は何よりも大事であ り、罰則強化も必要であ る。	b. 現状のまま 現行以上の国民の税金か ら投入には、国民の理解は 得られない。	
2	高野 博師 埼玉	a. 存在否定できない 二院制は議会の行 動をより慎重にする 「抑制」と「均衡」の 機能を果たす。まさ に参議院は良識の 府としてその役割を 担っている。	a. あれで良かった 野党の言う“慎重審 議”とは、廃案にもつ ていくための口実。 常識的な審議が行 われたなら採決する しかない。	a. 賛成 現行憲法の3原則を堅 持した上で、環境権やプ ライバシー権、人間の尊 厳を実現する権利など 新しい人権思想や国際 貢献のあり方など、現憲 法との乖離が出てきて いるので、足らざるところ を補うべき。			b. 反対 戦後60年の平和国家 としての歩みと国際貢 献のペースになってきた のは第9条である。改 正する必要はない。	(1)及び(2)bに述 べた通り	a. 評価する 社保庁の「天下り」や 「組合」の労働慣行 等の構造的問題を正 すために解体し、また 遡って受給権を認める ための時効の廃止 等、きわめて当然。  上記に加え、記録の照合 は、新しいシステムの開発 や雇用保険等のデータも 利用して早急に対応す る。原因と責任の究明は 検証委員会を通じ、徹底 的にやらなければ国民は 納得しない。	b. この法律で十分 この基本法の成立がD V防止法の制定など 女性の人権を守る法 整備を大きく前進させ た。	女性の社会進出はまだ 遅れている。これへの対 策と子育て支援体制の 一層の構築に取り組みた い。	a. 個人献金のみ 特定業界と政治家との癒 着による政治腐敗を断つた め必要。政治献金が透明 で健全なものとするのが重 要。	b. 現状のまま
3	山口 那津男 東京	a. 存在否定できない 「参議院」の不要 論は、多数派のお ごりによる効率のみ にとらわれた浅薄な 考え。先進国のほ んど二院制。同じ 結論でも審議に深 みと幅広さがある。 違う結論こそ窮極 のチェック機能。	c. その他 現在「強行採決」は存在 せず、野党の対決パフ ォーマンスにすぎない。むしろ 「採決妨害」というべき テレビの映像は委員長を はがいじめ、手で口をふさ ぐ、指で突く、これらの行 為は全て野党議員による ものを報じている。但し、 与野党とも限られた会期 のなかで、相当な審議を 尽くして採決に至る協調 をはかるべき。	b. 反対 現行憲法の諸原 則を維持すべき。 但し、環境権など 新しい人権や国際 貢献などを加える 改正であれば検討 に値する。		○ 自衛隊の保 有や国際貢 献を加える方 向での改正は 検討に値す る。1項、2項 はそのままに したうえでの検 討。	a. 賛成	改正発議を3年間 凍結したのだから、 改正の是非など幅 広く議論すべき。手 続法である国民投 票法の内容も国民 に周知すべき。	a. 評価する 年金の問題というより、 ずさんな社保庁の体質 改善と累積されたミスの 後始末という「社保庁」 問題。大事なことは後 始末。どの政党がやっ てもやるべきことは事実 調査の徹底、時効撤廃の 制度改正、社保庁の組 織改変であり、可決で 対応が始まったことから も、もはや争点ではな くなる。残る問題は社保 庁・自治労・労使の責 任問題。	b. この法律で十分 基本法の性格上、そ れに基づく個別法の実 現に努力すべき。	その趣旨がまだ浸透し ていない。とくに男性の 意識が著しく遅れてい る。家庭においても男 女の役割分担よりも互 換性を育てるべき。	c. 透明にして罰則強化 企業にも政治活動の自由 があり、実際に政策要望や 提言をすることは重要。透 明性を確保し、国民の批 判にさらすことが重要。非 営利団体や個人が献金す る気風は日本に育ってい ない。	b. 現状のまま 過度の企業献金に依存し ないことが重要。